

令和3年（行ウ）第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件
原告 ●●●● 外2名
被告 国

準備書面（17）

令和4年4月4日

東京地方裁判所民事第2部 Af係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

第一 被告の令和4年3月31日付け準備書面（3）について

- 一 同第2の1について
認める。
- 二 同第2の2ないし4について
 - 1 すべて争ふ。
 - 2 民事訴訟法第145条第1項本文は、「裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るときは、当事者は、請求書拡張して、その法律関係の確認の判決を求めることができる。」とある。
 - 3 被告は、原告らの国家賠償請求にかかる請求の趣旨第12項（令和4年1月7日付け原告の準備書面（5）において変更訂正後の「請求の趣旨」第12項）について、本案の答弁として請求棄却を求めてもにもかかわらず、請求の趣旨第1項ないし同第11項の請求について本案前の答弁を行って、その訴訟要件について争つてゐることに藉口し、第12項との関係では請求の原因の事実主張の全部について認否しなければならない義務があるにもかかわらず、その認否を一切行はず、原告らの認否要求にも応へずに、提訴以来8か月以上に亘つてその認否を拒絶し続けてゐる。
 - 4 国は、ワクチンの安全性及び有効性について国民に説明責任を十分に果たすことを条件にワクチン接種を推奨してきたが、この説明責任を全く行はず、この訴訟においてもこの責任を尽くしてゐないのである。
 - 5 国がこの説明責任を尽くさなければならない義務は、本件訴訟に限らず、広く国民に負つてゐる義務であつて、原告らは、この訴訟においても国がその義務を履行しないことから、中間確認の訴を提起したのであつて、原告らを含む国民に対する説明責任の存在とその不履行といふ法律関係は、「裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るとき」に該当し、中間確認の訴の要件及

び確認の利益があることは明らかなのである。

三 同第3について

- 1 すべて争ふ。
- 2 被告は、「国民としての一般的な立場を主張するにすぎず、国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な権利や法的利益の侵害があった旨を主張するものではないから、原告らとの関係で国賠法1条1項の「違法」が認められる余地はない。」と主張するが、本件は、原告らが国民としての一般的な立場を主張してゐるものではなく、原告らを含む国民全体が、国による殺人行為等の犯罪行為の直接的な被害者であることを主張してゐるのである。
- 3 被告の主張は、国が国民のうち特定の者に対して犯罪行為等を行つた場合にはその被害者の国家賠償請求は認められるが、国が国民全員に対して犯罪行為等を行つた場合には国民の誰一人も被害者として国家賠償請求は認められないとする詭弁以外の何者でもないのである。

第二 原告らの主張

- 一 被告は、請求原因の認否を拒絶し続けることの口実として、前掲準備書面(3)を提出し、中間確認の訴に対する異議を述べることに藉口して、政府の意向に基づき、ワクチンの安全性及び有効性に関する重大な疑念と疑惑についての説明責任を果たさず、その危険性等の事実を隠蔽し続け、今後も訴状等で指摘した具体的な事実の認否を拒否続ける魂胆であることが明らかである。
- 二 裁判所は、速やかに訴状及びこれまでの原告ら準備書面で主張したすべての事実について被告に速やかに認否をさせる旨の釈明命令を発令すべきであつて、国の機関である裁判所がこれを怠ることの怠慢もまた不作為の違法行為であることに他ならないのである。
- 三 裁判所としては、国の訴訟要件に関する主張が正しいと判断するのであれば、速やかに訴の却下の終局判決をなすべきであり、訴訟要件が満たされてゐると判断するのであれば、訴訟要件が具備してゐる旨の中間判決(民事訴訟法第245条)をなして、審理を迅速に進める義務がある。